

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№481
2011・3・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

青法協弁学合同部会2010年度第4回拡大常任委員会(山形)を開催

□〈山形支部特別企画〉山形支部の活動報告

□新しい「防衛計画の大綱」の決定に抗議し、さらなる解釈改憲を許さない決議

府警本部の違法捜査を認める画期的判決—大阪地裁所長オヤジ狩り・国賠訴訟……山口昌之
全国の会員のみなさま

新64期修習生会員の採用をご検討下さい! ……青法協弁学合同部会修習生委員会

裁判員裁判の実相⑫

□裁判員裁判の弁護人となって—「介護殺人未遂」事件に見る裁判員裁判の問題点 …… 尾藤廣喜

東京高裁・逆転敗訴の不当判決—日の丸君が代訴訟・予防訴訟 …… 長谷川弥生



ローマで出会った子ども

新「防衛大綱」に対する抗議の決議を採択

給費制維持の取り組みや裁判員制度の「見直し」等について議論

二〇一〇年度第四回拡大常任委員会が、三月四日・五日、山形市・山形テルサで開催された。参加者は三支部五四名。会議では、憲法課題、司法改革問題、修習生・法科大学院生・学生支援について活発な議論が展開され、最後に「新しい『防衛計画の大綱』の決定に抗議し、さらなる解釈改憲を許さない決議(別掲)を採択し終了した。

月一五日に意見書がとりまとめられる予定となっている。

一 司法改革問題

1 日本司法支援センターについて

本部司法改革問題対策委員会委員長の立松彰会員(千葉)から日本司法支援センター(以下、「支援センター」という)で検討中の「初期相談」構想と支援センターの問題について、次のような報告が行われた。

現在、支援センターが導入しようとしている

「初期相談」構想が弁護士会に大きな波紋を巻き起こしている。「初期相談」構想とは、現在の情報提供と民事法律扶助制度の法律相談援助の間に資力要件を課さない「初期相談」という新たな制度を設けるといふのだが、両者の中間に位置づけることは不可能である。これは法律相談そのものであり、総合法律支援法の立法趣旨を逸脱するものである(そのため、導入には法改正が必要となる)。弁護士会としては札幌・仙台・兵庫・千葉などから反対の意見がでている。日弁連ではワーキンググループを設置して検討しており、三

また、「初期相談」構想に対する批判の一例として、①この構想は初回法律相談の資力要件撤廃をもたらし、ひいては支援センターへの法律相談全般の集中化をもたらすおそれが強いこと、②支援センターは情報提供業務に徹し、法的支援の拡充は弁護士会が中心となつてやるべきであること、③支援センターが刑事・民事を統括する巨大な法律事務所となつてしまうこと、④資力チェックはそれほど手間がかかるものではなく、逆に資力チェックのルーズさこそが問題である。

支援センターについては、設立当初より弁護活動の独立性や弁護士自治などの観点から厳しく対立する評価と懸念があったが、「初期相談」構想を検討するにあたってこうした当初の議論状況を参

考にすべきであること、こうした状況の中で支援センターとどう向き合うかが個々の会員に問われていることが指摘された。

2 裁判員制度の一年と

二年後の「見直し」に向けて

続いて同対策委員の米倉勉会員（東京）から、二〇一二年五月の裁判員制度の「見直し」に関する報告と指摘が、次のように行われた。

裁判員法附則第九条に基づいて、実施三年後の二〇一二年五月に裁判員制度の「見直し」が行われるが、文理上は「見直し」とは記載されていない。裁判員の負担軽減策の整備など、「見直し」の名に値しない「検討」で終わってしまうおそれもある。しかし、この制度の立法や施行は、いわば「見直し」の実施を条件に、反対意見を押し切って行われたのだから、真の「見直し」が実現されなければならない。

裁判員制度が始まって、二〇一〇年末の時点で、すでに三〇四七件が裁判員対象事件となった。日弁連ではワーキンググループを作って「見直し」のための意見集約が行われている。意見が集約されていく中で、裁判員の負担軽減を図るだけでなく、刑事司法制度としての妥当性、被告人の防御権の保障、適正手続きといった基本理念に沿った「見直し」がなされなければならないという基本方

針が固まりつつある。弁学会同部会でも、実践的な弁護活動に基づいた「見直し」への意見表明を行いたい。

報告を受けて意見交換が行われた。

裁判員裁判を担当した吉田悌一郎会員（東京）から、審理期間が短すぎる、短い審理期間で果たして裁判員が事件を消化することができるのだろうか？と疑問に感じた、また、公判前に争点を絞りすぎではないかという指摘がされた。続いて、各地の会員からも異口同音に、公判前整理手続における争点整理を重視する傾向が裁判所に見受けられ、公判中心主義が形骸化してしまっているとの懸念を露にする発言が相次いだ。

二 修習生・法科大学院生・学生支援

1 修習生・法科大学院生支援について

修習生支援については、まず、本部修習生委員会委員長の笹山尚人会員（東京）から、各期の状況について報告が行われた。

新六四期（二〇一〇年二月修習開始。二〇一一年二月修習終了予定。現在実務修習中）は、修習生部会を二〇一〇年二月に結成し、七月集会に向けて準備を進めている。全体会のテーマは「自殺問題」。現行六四期（二〇一〇年四月修習開

始。二〇一二年八月修習終了予定）、現行六五期予定者（二〇一〇年二月合格。二〇一二年四月に修習開始予定）は、現時点では修習生会員もおらず、特に部会結成の様子は見られない。法科大学院生部会も活動しているが、夏休み、春休みころを中心とした活動になっている。自主的な活動を持つ機会が少ないので、弁護士会員が企画を作って参加をってもらう形を強める。学生支援では、新入生歓迎企画と学生セミナーを引き続き行っていく。

討議では、二〇一〇年末に修習を終えた新六三期の早田由布子会員（東京）から、二〇一〇年の修習中の出来事として、七月集会前日に裁判所の所長から呼出を受け、口頭で、分科会で『イレッサ薬害訴訟』といった政策形成訴訟を取り上げるのは司法修習生の中立性の観点から問題がある可能性がある」と指摘された、との事例が報告された。二回試験について新六三期の田村優介会員（東京）から、同期の修習生部会を中心とするメンバーが不合格となったが、全体の不合格比率と比べて会員の不合格率が高いわけではないとの報告が、遠地靖志会員（大阪）からは、旧修習は前期修習があったが、新修習は前期修習がないので固有の不安があるのではないかと指摘があった。小林大晋会員（東京）から、二回試験対策はクラス単位でやれるが、二回試験発表後こそ、孤立しないよう

同期の会員が不合格となった同期をフォローしていくべきだという発言があった。

その後も登録直後の新六三期会員を中心とした発言が相次ぎ、新修習の修習内容の問題点を指摘し、修習生の実態に即した支援を求める発言などがあった。

各支部の修習生支援の取り組みについて、佐野就平会員(京都)から学生セミナーや就職活動色に染まらない形での事務所説明会を開催していること、加藤悠史会員(あいち)から四団体事務所説明会を開催し、七事務所、修習生三〇名ほどの参加があったことが報告された。

2 司法修習生の給費制維持の取り組み

渡部谷子会員(宮城)から給費制に関する情勢報告と給費制維持に向けた取り組みが報告された。貸与制導入一年延期にあつたの付帯決議によつて、法曹養成制度全般に関わる検討のためのフォーラムが設けられることとなった。フォーラムの構成メンバーの人選が今後の命運を決める鍵となる。期限のある課題なので、フォーラムの構成メンバーに働きかけ、迅速に運動を作っていくかなければならない。

弁学合同部会としても、給費制維持問題を法曹養成全体のテーマに合わせ、今後も取り組んでいくことを確認した。

一日目の最後に、山形支部特別企画として、「憲法集会と中国人強制連行等訴訟の取り組み」をテーマに高橋敬一会員と外塚功会員より報告を受けた(別掲)。

三 憲法課題の取り組み

会議二日目は、最初に山形大学の松本邦彦准教授による講演「安達峰一郎の時代の日中関係から現代を見る」が行われた(次号で講演要旨を掲載予定)。

1 新「防衛大綱」について

続いて憲法課題についての討議が行われ、本部憲法委員会委員長の大山勇一会員(東京)から新「防衛大綱」についての報告に続いて、「新しい『防衛計画の大綱』の決定に抗議し、さらなる解釈改憲を許さない決議(案)」の提案説明が行われた。

討議では、新「防衛大綱」では従来の基盤的防衛力と言う言葉から変わって動的防衛力という言葉を使っているが、それは基盤的防衛力からさらに踏み込んだ内容となるのか、それとも最近生じている個別の問題に対応するということにどのような内容のものかの検証の有無についての質問や、新「防衛大綱」には日本防衛を建前にした基盤的防衛力ではなく、防衛力の存在自体による抑止

力を期待しているということが書かれているので、それを指摘したほうがよいこと、動的防衛力についての表現も新「防衛大綱」の内容を踏まえて工夫したほうがよいといった意見が出された。

2 基地問題について

続いて、基地問題について大山会員から、辺野古移設に関するコロンビア大学教授の論文が紹介され、アメリカの中でも沖縄の米軍基地の撤去を必要とする議論があること、また、抑止力とは方便だと言う鳩山首相の発言を検証する記事が紹介された。さらに、沖縄の嘉手納基地の騒音被害について、新たに住民二万二〇〇〇人が早朝夜間の騒音差止めと損害賠償請求を求める裁判を提起し、改めて基地問題が浮き彫りにされようとしていることが紹介された。

3 国会議員の定数削減問題について

引き続き、大山会員より、(最近の報道によると)社会保障改革集中検討会議の中で、菅首相が、六月に取りまとめる社会保障と税の一体改革案に合わせて国会議員の定数削減に関する具体案を示す意向であること、二〇一〇年の参議院の一票の格差に関する一六の訴訟について、合憲としたのは東京高裁の一件のみで、それ以外は違憲状態という判断が出されていることを受けて、参議

院の西岡議長から、一・一五倍まで格差を一気に減らすとして参議院比例九ブロック案が提案されていることが紹介された。その上で、格差是正のための比例ブロックの改定に定数削減を合わせて検討しようとする動きに警戒すべきことが報告された。

討議では、世界的な趨勢として小選挙区制は少なくなってきたこと、比例制がもつとも民意を反映するもので、それを縮小しようとする方向は憲法の精神に逆行するといえるのではという発言に対して、比例制でもブロックごとに選ばれる人数が少なく、多数政党の議員が選ばれるばかりになって民意は必ずしも反映されないという意見や、ブロック改定の一方で衆議院に完全小選挙区制を導入するという意見に対する警戒が必要だという意見がだされた。

支部の取り組みとして、山本完自会員（北海道）から、憲法フェスティバルの活動について、高森裕司会員（あいち）から、名古屋市の河村市長の再選挙後の市会議員選挙で、市長支持の政党所属の議員が相当当選し、現職が少なくなつて実質的な定数削減になる可能性が高いこと、千葉支部の加藤寛之会員（千葉）から、定数削減問題の学習会の活動とそこで定数削減問題を参加者の人に理解してもらうための工夫など、半田みどり会員（大阪）から、定数削減問題を理解してもらうための地域議

会の議員要請活動や学習会、それに阪南市九条の会での活動などの報告があった。

各会員の発言後、手直しをした「新しい『防衛計画の大綱』の決定に抗議し、さらなる解釈改憲を許さない決議」（案）について討議、本部執行部で字句の訂正など若干の手直しをして執行することが確認された。

四 第四二回定時総会開催のための議決など

まず、二〇一〇年度の弁学会合同部会第四二回定時総会を六月二五日・二六日に熊本での開催という日程と場所で招集すること、本常任委員会では総会議案の骨子案を討議し、これを成文化したうえで定時総会に先立って配付して全国討議に付すことが確認された。

次に、青年法律家協会の規約改正案の検討が行われた。改正案は会員の不行跡があった場合の制度的整備であり、内容は、会員に不行跡があり、会の名誉が侵害される場合などについて、総会の出席会員数の三分の二以上の賛成で除名する制度を明文化するというものである。

改正案に対しては、除名のみでなく段階的処分が必要という意見や、総会の三分の二以上の賛成としているが、総会自体の成立要件を作るか除名

の決議要件をより厳格にすべきという意見があった。

これに対し、本部執行部の上野格会員（東京）から、執行部としては、改正案作成時には、最低限の処分だけ定めれば足り、あとは議論の中で決すべきと考えたこと、総会の成立要件を厳格に定めて総会開催の余地を限定することに躊躇を覚えること、実際には、これまで非常に少ない人数で総会を開催したことはないので成立要件の必要はないと考えられるという説明があった。

その後、招集通知の段階では本人の名誉のために処分対象の会員名を載せないこと、除名は総合的な判断で決定すべき、など意見が出された。また、退会勧告といったよりソフトな制度をもうけるべきだという意見も出された。

以上の議論を踏まえて、会員に不行跡があった場合の処分に関する制度整備を青年法律協会に発議すること、そのための試案として、本常任委員会に執行部が提出した改正案を提出すること、内容については今回の議論を踏まえて練ることを確認した。

最後に弁学会合同部会議長の鳥海準会員（東京）がまとめを行い、閉会となった。

（文責 本田伊孝・小島智史）

山形支部特別企画

憲法集会と中国人強制連行等 訴訟の取り組み

山形 植田 裕

青法協弁学合同部会第四回拡大常任委員会
が、二〇一二年三月四日・五日の両日、山形市に
て開催された。二、三日前から雪が舞い、冬に逆
戻りしたかのような山形の風景に驚かれた会員の
方々も多かったのではなからうか。

山形支部は、弁護士会員二名、学者会員三名
からなる小支部である。大規模な活動はなかなか
困難ではあるものの、一九八八年から一九九〇年
ころまで、親と子の教育相談所・日本科学者会議
などと共催で教育シンポジウムを開催し、また、
一九九五年六月には、青法協弁学合同部会第二六
回定時総会を開催した。過労死二〇番は、五十
嵐幸弘弁護士を中心として、現在も統いている。
さて、山形支部特別企画として外塚功・高橋敬
一の両会員から、それぞれ「中国人強制連行・労
働山形訴訟及び残留孤児山形訴訟」「憲法集会の

取り組み」のテーマで、地元の活動を報告すること
とした。余談だが、外塚会員は三三期、高橋会員
は三五期で、参加者の上位一、二位を占める古参で
あることが判明、若返りの必要性を痛感した。

□山形支部の憲法集会の取り組み

前半は、高橋会員から「山形支部の憲法集会
の取り組み」に関する報告がされた。実は、山形
では、憲法記念日に合わせた行事が存在しなかつ
たのである。青法協はじめ、他の団体なども、憲
法記念日に際しての取り組みはしていなかった。
そこで、青法協山形支部の会員を中心に、「憲
法集会」を企画したことがきっかけとなり、足か
け二〇年にわたり、脈々というか細々というか、
地道に継続してきたこの集会在、当支部の中心的

行事となった。

憲法集会の基本的スタンスは、「幅広い層か
ら参加してもらおう」「フロアーからの発言を積極的
に取り上げる」「特定のアピールや意見表明はしな
い」の三点である。だからこそ多くのリピーター
を含め、さまざまな方が参加し、活発な議論をす
ることを可能にしているものと思う。

憲法集会のテーマは、できるだけ広くとらえ、
平和を基点として、改憲・福祉・労働・情報公開
や裁判員裁判などの課題に取り組んできた。集会
では、最初にビデオを上映し、人の集まり具合
を確認してから本番に入る、というのが一般的で
ある。とにかくお金をかけないで、講師やパネリ
ストも可能なかぎり現地調達することを心がけて
いる。

二〇〇一年、二〇〇二年には憲法集会が開催さ
れなかったが、それは「山形憲法会議」と称した、
より拡大された組織が立ち上がったことによるが、
その「山形憲法会議」が二〇〇三年に中止となった
ことから、憲法集会が復活した。

なお、青法協以外の共催団体は、自由法曹団
山形支部・日本民主法律家協会山形ブロック・日本
労働弁護士団山形ブロックであり、一九九三年から
は、日本科学者会議も加わっている。

第一回からの憲法集会の概要は、別表の通りで
ある。

(敬称略)

No.	年月日	テーマ	内容	ビデオなど
1	1991年5月2日	戦争、平和そして憲法	「ある憲兵の記録」 土屋芳雄	「侵略」
2	1992年5月2日	食糧、農業そして憲法	「ウルグアイランドと日本農業」 大泉一貫	「それでもあなたは食べますか」
3	1993年5月1日	世界、日本そして憲法	「国際貢献とは」 ダビデモア北山形教会 宣教師・高木紘一、清水敏弘	「国際平和維持活動」
4	1994年5月3日	政治、参加そして憲法	「小選挙区制についての徹底討論」 佐藤欣哉、長坂慎一郎、荒井幸博など	
5	1995年5月3日	戦後50年、平和そして憲法	「山形の抵抗の歴史から憲法を問う」 沼沢達雄、村山ひで、菅藤清一郎、 岩鼻通明	「大高根闘争スライド」 笹原俊雄、 齋藤文春
6	1996年5月3日	沖縄、平和そして憲法	「沖縄の怒りの歴史から日米安保を問う」 対談「憲法50年と日米安保」 宜保幸男反戦地主会会長、今野健一	「平和な沖縄を返して」
7	1997年5月3日	知る権利、市民そして憲法	「県内自治体の情報公開を語る」 今野健一、 佐藤欣哉、高橋育子、吉田牧子、我妻秀影	「我が道」出稼ぎ労働者の実態、青法協会員の追求映画
8	1998年5月2日	教育、少年そして憲法	「少年に何が起きているのか」 桜井啓志、 東海林春雄、渡辺誠一、高橋健	「中国人強制連行」
9	1999年5月2日	ガイドライン、平和そして憲法	「在日韓国人から見た日米ガイドライン」 イム・ピョンテク 「ガイドラインで日本の平和は守られるのか」 外塚功、菅野真治	「日米行動訓練の実態」
10	2000年5月3日	日の丸、君が代そして憲法	「憲法成立期の国民歌づくり」 山内励 「日の丸、君が代と教育現場」 植田裕、大沼浩一	「みんなで考えよう日の丸、君が代」
(2001年、2002年は、山形県憲法会議の憲法集会実行委員会に加わり、独自には実施せず)				
11	2003年5月2日	障害者の福祉、人権そして憲法	「支援費制度への福祉制度の転換と障害者の福祉・人権」 山口康二、森良一、西村学	
12	2004年5月2日	イラク派遣、国際貢献そして憲法	「アメリカの政治と日本」 松本邦彦 「憲法九条を考える」 沼沢達雄 「国際貢献を考える」 枝松直樹、司会・外塚功	
13	2005年5月3日	改憲、平和そして憲法	「憲法改正を考える」 沼沢達雄、長岡寿一、 今野健一、島津昭、遠藤健一郎、大高敦子	「横浜事件を生きて」
14	2006年5月3日	主権、改憲そして憲法	「憲法改正と国民投票法」 水島朝穂、司会・外塚功	「シリーズ憲法」
15	2007年5月3日	未来、教育そして憲法	「国民投票法でどうなるか」 今野健一 「教育制度改変と教育現場を語る」 渡辺誠一、鬼島悦雄、佐藤光康	「君が代不起立」
16	2008年5月3日	生存権、貧困そして憲法	「非正規雇用と憲法」 高木紘一 「貧困の実態を語る」 斎藤智志、安房宏佳、 早坂智佳子、遠藤由	「全金本山闘争」
17	2009年5月3日	裁判員、えん罪そして憲法	「裁判員裁判でえん罪は防げるのか」 高山俊吉 「どうする裁判員裁判」 佐藤欣哉、金沢真理、 川井功、司会・外塚功	「審理」
(2010年は諸般の事情により準備できず実施せず)				

□ 中国人強制連行・強制労働 山形訴訟と中国残留孤児山形訴訟

後半は、外塚会員による中国人強制連行・強制労働山形訴訟と中国残留孤児山形訴訟に関する報告がされた。

1 中国人強制連行・強制労働山形訴訟

まず、中国人強制連行・強制労働訴訟の概要についてである。事案は、戦時中の労働力不足を補うため、国策の下で朝鮮や中国から現地の人々を、本人らの意思を無視してら致し、日本へ連れて来た、というものである。山形の場合、酒田市に集められた。当時、北海道の石炭の陸揚げ作業地が酒田港であったからである。

記録によれば、一九四四年二月八日に二〇〇人、一九四五年五月二日一〇〇人そして同年五月二九日に三八人、合計三三八人が酒田に連行されている。これら中国人の多くは、唐山市から連行されてきた者であった。大勢の中国人が、寒さのため、呼吸関連の病気で命を落としている。全国では、約四万人が日本の各港や鉱山などで強制労働を強いられた。各地で訴訟が起き、二〇〇四年三月には、新潟地裁が国と企業の賠償責任を認めた判決を出した。山形でも訴訟が検討され

た時、まず問題となったのは、どうやって中国にいる強制連行された人を探すのか、どうやって原告になってもらうのか、ということであった。外務省に強制連行された人の名簿が残っている事が判明し、これらの人々に手紙を出し、原告となってくれる六人を選ぶ事ができた。

二〇〇四年二月、六人を原告とする総額一億五〇〇〇万円の損害賠償請求訴訟を、国と酒田海陸運送(株)らを被告として提起した。審理の中では、酒田での現地検証を実施し、裁判官三名を立ち合わせる事ができた。検証時には、当時の貧しい食事を再現し、実際に裁判官らにも食べてもらい、また、二五キロの石を積んだ天秤棒を左席に担いでもらった。裁判官は五メートルも歩く事ができなかった。

原告らの尋問、被告会社元従業員らの尋問を終え、審理は終了したが、その後和解が試みられたものの、不成立。二〇〇八年二月二日、判決があった。

山形地裁の判決は、二〇〇七年四月二七日の最高裁判決を踏襲した請求棄却であった。しかし、山形地裁判決は、国と企業の共同不法行為及び安全配慮義務違反を認定した。同判決はまた、過酷な強制労働の実態を認め、国の国家無答責の主張を排斥した。

原告らは仙台高裁へ控訴したが、二〇〇九年一

一月二〇日、控訴棄却が言い渡された。ただし、「本件被害者らは、強制労働等により、極めて大きな精神的・肉体的苦痛を被ったことが明らかにされたというべきであるが、その被害者らに対して任意の被害救済が図られることは望ましく、これに向けた関係者の真摯な努力が強く期待される」との付言がされている。

原告らは上告したが、二〇一二年二月八日、上告棄却、上告不受理となった。

2 中国残留孤児山形訴訟

次に、中国残留孤児山形訴訟に関する報告がされた。山形は、長野県に次ぐ満蒙開拓移民が多い県である。東北のばあい、山形以外は仙台で集団訴訟が提起されたが、山形の元中国残留孤児らは、古里山形でしたいとの思いから、山形地裁に訴訟を二〇〇五年六月一七日に提起した。原告三四人による国家賠償請求訴訟である。

中国残留孤児とは、止むを得ない事情のため、主として旧満州州に取り残された当時幼い子どもであった人という。三四人の原告らは、男性、女性ともに各一七人の構成であったが、終戦時の平均年齢は六・六歳、帰国時には五・二歳であり、提訴時には六六・一歳となっていた。一人ひとりの辛い思いを弁護団が聞き取り、各人一枚にまとめ、訴状に添付した。

【第二回の口頭弁論が二〇〇五年九月に開かれた。高橋令子原告団長のその時の意見陳述は、傍聴していた人々に深い感動を与えた。

高橋団長は、「言葉も忘れ、生まれ故郷がどこかも分からない」「そのような時、日本の人から『日本語でもいいから覚えていたさくらんぼの歌を言われ、小さいころ覚えていたさくらんぼの歌を歌った。それで古里が山形と分かった』との自身の体験を泣きながら陳述したのである。第九回の口頭弁論期日まで、毎回原告らから意見陳述をしてもらった。

全国的には、大阪地裁で敗訴したものの、神戸地裁で画期的な勝訴を得た状況であった。しかし、その後は敗訴が続いたが、政治的解決をめざし、訴訟を維持した。

山形では、争点であった「早期帰国の可能性があったのに帰国が遅れた」旨の事実を立証するため、弁護団が県庁で原告ら元中国残留孤児に関するファイルを調査した。県庁関係者らの暖かい対応と、記録がきちんと整理されていた事もあり、満足な結果を入手できた。また、裁判所を紹介して得られた原告らが帰国するまでをまとめた約四〇〇枚の記録は、今後も重要な資料となる。

二〇〇七年二月二十八日、全国で二番目として、山形地裁での訴訟を取り下げた。しかし、単なる書面による取り下げではなく、きちんと法廷を開

かせ、高橋原告団長が意見陳述をし、加藤実弁護団長が取り下げの手続きをした。特筆すべきは、出廷していた国の厚生労働省の担当者が出廷しての意見を陳述したが、その中で、当時の福田総理の「気づくのが遅かった。申し訳ありませんでした」との言葉を直に読み上げたことである。

原告らは、中国では日本人と言われ、日本で

は日本語を話せないため、中国人と言われ続けてきた。原告らは、自ら「自分は何人か」と問い、「古里で日本人として生きたい」との思いから裁判闘争をがんばってきた。ほかに、厚生労働省での座り込みなどの運動もやった。

原告らと弁護団は、現在も交流を続けている。

東日本大震災義援金の訴え

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議長 鳥海 準
事務局長 松尾 文彦

3月11日に発生した東日本大震災は、原発被害を伴う未曾有の大災害となっています。被災地では、住民の方々とともに、青法協会員とその家族、自宅、勤務先の法律事務所も重大な被害を受け、その中で会員は、果敢に救援活動に立ち上がっています。

すでに全国の会員による救援の取り組みも開始されていますが、青法協弁学合同部会は、被災地の会員とその活動を支援するための義援金をお願いすることになりました。1口5000円で、できるかぎり複数口お寄せ下さい。

義援金は、被災地の支部・地域に送り、当該支部・地域の会員の生活と事業の再建、救援活動等に活用されることを想定していますが、配分等については、被災地の状況等を勘案しながら、弁学合同部会執行部で決定いたしますので、ご了承下さい。

【振込先】

三菱東京UFJ銀行 四谷支店 普通99648
口座名義 カンパロ 青年法律家協会 松尾 文彦
(カンパグチ セイネンホウリツカキョウカイ マツオフミヒコ)

青法協弁学合同部会二〇一〇年度第四回拡大常任委員会◎決議

新しい「防衛計画の大綱」の決定に抗議し、

さらなる解釈改憲を許さない決議

1 政府は二〇一〇年二月七日、今後の日本の安全保障と防衛力のあり方を示す新たな「防衛計画の大綱」および「中期防衛力整備計画」（中期防）を閣議決定した。従来の「基盤的防衛力構想」は、防衛力の存在自体による抑止効果を重視すると説明されてきたが、民主党政権初となる新「防衛大綱」は、海外に緊急展開できる「動的防衛力」の構築へ方針を大転換し、また、中国の軍事力の近代化・強化を「地域・国際社会の懸念事項」とし、軍事的に対抗する姿勢を打ち出すなど危険な内容となった。

これは、これまで掲げてきた「専守防衛」などの建前をますます空洞化し、中国や北朝鮮の「脅威」をあらゆる国内でも海外でも戦争に備える態勢を強めるものであり、憲法前文の定める国際協調主義や憲法九条の定める平和主義の理念をますます破壊するものであって、断じて容認することはできない。

2 「動的防衛力」構想は、中国や北朝鮮などの周辺諸国の軍事動向に対抗することを口実に、即応性・機動性・柔軟性・持続性および多目的性を備え、高度な技術力と情報能力に支えられた自衛隊を、地球規模で緊急展開できる体制にするというものである。

特に、新「防衛大綱」は、中国の海洋進出を念頭において、沖縄の戦闘機部隊の強化や沖縄県与那国島などへの陸上自衛隊の配備、緊急時の部隊展開など、日本の「南西地域」の軍事態勢強化の方針を打ち出している。

さらに「動的防衛力」は、「国際平和協力活動等」の役割を「能動的に果たす」ためとされ、国連平和維持活動（PKO）参加五原則のあり方を「検討」するともいつている。これは、アメリカのイラク侵攻のような場合に、米軍に追隨して自衛隊を素早く海外に派兵できるようにするのがねらいである。

3 「武器輸出三原則」については見直しの方針は明記されなかったものの、「防衛装備品をめぐる国際的な環境変化」として、「国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっている」と指摘し、「このような大きな変化に対応するための方策について検討する」と述べている。これは、実質的には国際共同開発・生産に参加する方針であって、海外への武器輸出をめざす方針が盛り込まれており看過することはできない。

増強のために、五年間で総額三兆四九〇億円を使うことをうたっており、その年平均額である四・七兆円は、二〇一一年度の日本の軍事費に匹敵する。国民に巨額の負担を押し付け、憲法の平和原則を踏みにじることは決して許されない。

4 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、憲法九条が定めた平和主義の理念を実現しよう、これまでも自衛隊の海外派兵や軍備力の増強に抗議してきた。今回の新「防衛大綱」の策定は、これまでに海外における積極的な武力行使に途を開くものであるとともに、集団的自衛権の容認や武器輸出三原則の変更など、憲法九条の理念を破壊する「解釈改憲」をさらに進めるものであって、認めることはできない。

いま日本がなすべきことは、アジア諸国の緊張を高める軍備増強をやめ、憲法九条にもとづく平和外交を推進していくことである。私たち弁学合同部会は、政府に対し、新「防衛大綱」と「中期防」を撤回するよう強く求めるとともに、引き続き、日米軍事同盟強化と軍拡の方針を政府に改めさせ、解釈改憲を許さないよう大きな国民世論を作り出す運動に尽力する。

二〇一二年三月五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回拡大常任委員会

府警本部の違法捜査を認める画期的判決

大阪地裁所長オヤジ狩り・国賠訴訟

大阪弁護士会 山口 昌之

二〇一二年一月二〇日、大阪地裁第七民事部は、いわゆる大阪地裁所長オヤジ狩り事件(以下、「本件事件」といふ)の国家賠償請求について、大阪府警本部が行った捜査の違法を認め、原告五名の請求を一部認容する内容の勝訴判決を言い渡した。本件事件は、犯人とされた五名(少年A・B・C・成人D・E)全員が犯行にいつさい関与しておらず、刑事事件・少年事件において無罪判決(犯人性なし)及び不処分決定(非行事実なし)が確定したえん罪事件である。前記判決は、府警本部の違法捜査によりえん罪が生み出されたことを正面から認めた画期的な判決である。

一 事件の経緯

本件事件は、二〇〇四年二月一六日午後八時半ころ、大阪市内において、当時の大阪地裁所長が帰宅途中に若者四人グループに襲われ、現金を奪われるとともに骨盤骨折の重傷を負わされたという強盗致傷事件である。

当時、複数の若者が中高年のサラリーマンを襲って現金を奪うという「オヤジ狩り」が社会問題化していた。その中で、大阪地裁所長という地位にあった者がその被害に遭ったということで、大阪の治安の悪さを浮かび上がらせることになり、世間の注目を浴びることとなった。

府警本部の威信をかけた捜査にもかかわらず、なかなか犯人特定に至らなかったことから、捜査機関は次第に焦りを募らせていった。そのような中、ある少年グループが捜査線上に浮かび上がった。府警本部は、グループに属する少年らに対し

て暴行・脅迫・誘導をともなう違法な取調べを行い、少年らを次々と虚偽自白に追い込んでいった。その自白の内容は、少年A・B・Cと成人D・

Eが共謀し、Eをのぞく四名が実行行為を行ったというものであった。しかし、少年Aらの自白は変遷に次ぐ変遷を重ねており、信用性が極めて低いと評価されるものであった。

そして、少年Aらの自白を根拠として、当初は捜査の対象とはなっていなかった成人D・Eが逮捕・起訴されることとなった。成人D・Eも暴行・脅迫をともなう違法な取調べを受けたが、彼らは犯行にいつさい関与していないという供述を貫いた。

二 刑事事件・少年事件の経緯

成人D・Eに対する刑事事件では、犯行の主犯格とみなされていた少年Aのアリバイを示す客観的証拠(携帯メール)や、犯行現場に設置された

防犯ビデオ映像の解析結果などが決め手となり、無罪判決が言い渡された。そして、検察側の控訴が棄却され、無罪判決が確定した。

少年Aは当時刑事未成年であったため、児童相談所へ身柄付通告されて約二カ月間一時保護の措置をとられた後、児童自立支援施設へ送られ、長期間にわたって施設内での生活を余儀なくされた。

少年Bは、大阪家裁により中等少年院送致の決定がなされ、約一年七カ月もの間少年院に入院することとなった。もつとも、入院中に保護処分取消請求(成人の再審請求にあたる)を申し立て、退院後にこれが認められ、検察側の抗告が棄却されて確定した。

少年Cは、大阪家裁により中等少年院送致の決定がなされ、その後、抗告審(大阪高裁・原決定の破棄、差戻)↓差戻審(大阪家裁・不処分決定)↓再度の抗告審(大阪高裁・不処分決定の取消、差戻)↓再抗告審(最高裁・差戻決定の取消、不処分決定)と、実に五回もの審判を受け、ようやく不処分決定が確定した。

三 国家賠償請求訴訟

このように、刑事事件・少年事件ではいずれも犯人性がないことが裁判所によって認められた。

しかし、本件事件は単なるえん罪事件ではなく、捜査機関の重大な違法捜査によって生み出された人為的なものであることは明らかであった。そこで、少年Aら五名は、違法捜査であることを明確にすべく、国家賠償請求訴訟を提起することとした。被告としたのは、大阪府・国及び大阪市である。

大阪府に対する請求原因は、府警本部が行うべき捜査を行わず、客観的・中立的証拠を無視し、自白獲得を目的とした暴行・脅迫・誘導をともなう違法な取調べを行ったというものである。とりわけ、刑事未成年であった少年Aに対して、本件を自白させるために別件であえて児童相談所に身柄付通告を行ったことや、同所での取調期間が二カ月を超えるものであったことを問題視した。

国に対する請求原因は、検察官が、府警本部が行っていた違法捜査を放置または了承し、刑事公判・少年審判を提起・維持・不服申立を行ったことである。

大阪市に対する請求原因は、児童相談所が、刑事未成年であった少年に対する府警本部の違法捜査を放置し、少年を守るべき措置をとらなかったというものである。

国賠の提訴から、約三年にわたって審理が行われた。証拠調べでは、原告五名、担当取調官五名、主任警察官、主任検事、児童相談所担当職

員の各尋問が実施された。その中で特に問題であったのは、警察官のうち数名が「現在でも原告らが犯人であると思っている」と証言したことである。中には「裁判所の令状で逮捕しているのだから、犯人に決まっている」と確信的に証言した者もいたほどであり、啞然とさせられた。

大阪地裁が言い渡した判決は、(原告らが主張した違法捜査のすべてではないが)大阪府の責任を認めるものであり、その金額は、刑事補償や少年補償によって支払われた金額を損益相殺したうえで、総額約一五〇〇万円にもおよびものであった。他方で、国及び大阪市に対する請求は棄却された。

大阪府の責任が認められたこと、認容額も相当な金額であったことについては評価できるものであったが、原告が主張した府警本部の違法捜査がすべて認められたものではなかったこと、国及び大阪市の責任が認められなかったことについては残念なものであった。原告ら及び弁護士は、責任の所在をより明確にすべく、全被告らに対して控訴することとした。なお、大阪府も判決を不服として控訴を行った。

現在、大阪高裁において控訴審が係属中である。原審の判示のうち、大阪府の責任を認めた判示部分については維持させるとともに、違法捜査が行われたことや、その責任の所在についてより

踏み込んだ判決がなされるよう尽力したいと考えている。

四 捜査の可視化に向けて

本件事件は、少年らに対する密室の取調べによって次々に虚偽自白がなされ、成人らの逮捕・起訴にまで至ったものである。

国賠訴訟の一番判決では、原告らの本人尋問に加えて、児童相談所で少年Aが作成した日記や、成人Eが作成した被疑者ノートを根拠として、違法な取調べがなされたことについて事実認定がなされた。取調べ状況をうかがわせるこれらの証拠資料が残っていたことが極めて重要であった。

私は、仮に少年らの取調べが可視化されていれば、このようなえん罪は生まれていなかったと確信している。本件事件の国賠判決が、捜査の可視化をよりいっそう進める契機になることを期待したい。



全国の会員のみなさま 新64期修習生会員の採用をご検討下さい！

青法協弁学合同部会修習生委員会

新

六四期青法協修習生部会会員は、二〇一〇年二月下旬から一年間の司法修習を行い、二〇一一年二月登録予定の期です。この期の会員は、司法修習費用の給費制の存続を求めるビギナーズ・ネットの活動を中心的に担い、修習前に世論・政治を動かす運動を展開しているエネルギーな会員で、例年になく多数の会員を擁しています。

そのような彼らが、弁護士登録をした後も引き続き旺盛な活動を行っていただけのもものと期待しています。しかしながら近年の修習期では、就職難の折、気概ある修習生会員が青法協事務所に入所できないという事態が生じています。

全

国の会員所属の法律事務所におかれましては、新六四期修習生会員採用について、積極的に検討していただくようお願い

申し上げます。

新六四期修習生会員のうち複数が地方での就職を希望しています。大都市圏以外の会員弁護士と地方での就職を希望する新六四期修習生会員を結びつけることができればと思います。

活

動的な新人、将来地域の人権活動を担う人を取りたいという要望をお持ちの法律事務所は、FAXにて、募集要項(法律事務所名・採用担当者名・連絡先・採用予定人数・勤務条件・事務所の特色など)を修習生委員会の担当委員である「東京法律事務所修習生委員会 本田伊孝」あてまでご送付下さい。

*東京法律事務所

電話 03-33355106
FAX 03-33571574

裁判員裁判の弁護人となつて

「介護殺人未遂」事件に見る裁判員裁判の問題点

京都 尾藤 廣喜

□受任の経過（法テラスからの依頼）

二〇一〇年の五月下旬、日本司法支援センター（法テラス）から、被疑者国選事件の依頼があった。事案は「殺人未遂」。京都市内に住む七〇歳の女性が、脳梗塞の後遺症に苦しむ七〇歳の夫と脳内出血の後遺症で言語障がいと左半身不随の症状をもつ四〇歳の長男の二人を介護していたところ、長男の症状の改善が見られないこと、さらに、一人で二人の介護にあたらざるを得ないという重荷に耐えきれず、自宅付近の公園に二人を呼び出し、持ち出した刃物を使って無理心中を図ったが、未遂に終わったという事件であった。

日ごろは、国選弁護事件以外にはあまり刑事事件を担当することのない私が、仮に起訴されれば

裁判員裁判となる重大事件を起訴前から担当することということ自体、かなりの決断を要するところであった。しかし、事件の筋を考えると、現在の「社会保障」の問題点が象徴的にあらわれた事件であり、むしろ、社会保障制度の内容と問題点について日ごろから問題提起し、その充実に取り組んできた私にはふさわしい事件であると考え、弁護人を引き受けることにした。

□選任段階で

このように、弁護人を引き受けるとしても、「裁判員裁判」を一人で弁護することには、物理的・時間的に無理があり、他に少なくとももう一人は弁護人が必要であるところから、裁判所に複数弁護人の選任申立てをなすこととした。もう一

人の弁護人としては、異なった事務所の弁護士よりも、同じ事務所の弁護士の方が打ち合わせや共同作業がやりやすいと考えたところから、私と同じ事務所の山崎浩一弁護士（三六期）に依頼することとした。山崎弁護士は、かねてから、「陪審裁判」の実現運動に精力的に取り組み、「裁判員裁判」のあり方にも重大な関心を持ち、その充実のために努力を重ねてきたからである。

なお、京都では、物理的・時間的な負担を考え、裁判員裁判については、二人以上の弁護人の選任を申立てており、ほとんどのケースで認められているが、比較的争点の少ない事件について、一部複数弁護人の選任が認められなかったケースがあり、問題となっている。「裁判員裁判」については後に述べるように、準備の負担、審理の充実という観点から、一人の弁護人での対応には無理があり、必ず

複数選任が認められるべきであろう。今回の事件では、問題なく複数選任が認められた。

□公判前整理の段階で

起訴前の弁護の苦勞については、紙幅の関係で省略するが、起訴に至ってから後、裁判官・検察官と公判前の協議を行い、検察官・弁護人の立証方針の詳細をお互いに明らかにした結果、その段階で、審理は三日間連続して行うこと、検察官は、供述調書などの書面だけで立証すること、弁護側の人証として、被告人の次男の妻と被告人自身の尋問を行うこと、さらに、裁判の開始から判決言い渡しに至るまでの分刻みのスケジュールが決定された。しかし、裁判は生き物であり、公判の過程でどのような新たな争点が浮かび上がってくるか分からないところから、もともと分刻みのスケジュール決定という審理のあり方には、根本的な疑問を感じた。

□公判に入って

裁判の進行の中で私たち弁護側は、被告人が介

裁判員裁判の実相

12

護の負担に耐えられなくなり、精神的にも肉体的にも限界に達していたこと、そしてその背景には、「介護の社会化」というかけこえとは裏腹に、現在の介護保険の給付が、認定された要介護度にしぼられ十分な介護保障がなされていないこと、さらに、介護する側の支援が制度として考慮されていないことをあげた。そして、その立証として、元大学教授の意見書も提出し、被告人の次男の妻には、被告人が重複する介護の中で、どんなに苦しんでいたかについても証言してもらった。

これに対して検察官からは、被告人が、一人で介護の悩みを抱えこんでおり、自分勝手な犯行であるとの主張がなされた。

また、私たちは、再犯防止の観点からは、加害者(被告人)と被害者(夫と長男)を、当事者の自主性を尊重しながら、それぞれ別々の施設に分離して入所、生活してもらおうことにし、その準備のための施設確保に大きな力を割いた。

□判決の内容とその問題点

裁判員の判決は、「懲役三年、執行猶予五年」という内容で、辛うじて執行猶予とはなった。しかし、私たちが最も力を入れた介護制度の問題点については、残念ながらもったく理解されなかった。私たちは、被告人が介護の負担の重さを親族に訴

えていたことを立証したにもかかわらず、判決の内容は、一人で介護の悩みを抱えこんだ「身勝手なもの(犯行)」である、「本件の責任を社会制度に帰するのは適切ではない」との判断がなされた。

この裁判では、①事件の根本的原因について深い理解が得られず、②事実認定についても、証言の緻密な検討がなされず、漠然とした印象で判断されているなど、弁護人の立場からは、大きな不満が残る結果となった。

その原因については、一つには、私たちの主張・立証の不十分性があつたと思うが、①裁判員裁判では、審理が裁判員の負担を第一に考え、時間的に余裕がなく、事件の背景までの切り込んだ立証が事実上制限される結果になってしまったこと、②審理の過程で、裁判員が、事実認定について、証拠を十分吟味する時間的・心理的な余裕がないことという、裁判員制度の根本問題につながる点があると感じた。

この事件では、有罪か無罪かが争点ではなかったが、もし、この点を争う事件であつた場合、被告人の権利を擁護するために、現在の裁判員制度で時間的・制度的に十分な立証ができるかどうか、大きな疑問があり、制度の根本的な再検討が必要であることを痛感した。

東京高裁・逆転敗訴の不当判決

—日の丸君が代訴訟・予防訴訟

東京 長谷川 弥生

一 はじめに

東京都教育委員会は二〇〇三年一月三日、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」と題する通達(以下、「本件通達」という)を発出した。その内容から、入学式・卒業式などにおいて、校長から教職員に、国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱せよ「国歌斉唱時にピアノ伴奏をせよ」との職務命令が出された。

国旗・国歌に対しては、さまざまな理由から起立・斉唱・伴奏することに深刻な苦痛を感じる教職員があり、このような教職員は、職務命令を拒否するか、自己の信念に反して職務命令に従うか

の岐路に立たされることになった。

このような事態に対し、懲戒処分がなされる前に、本件通達そのものが違法・無効であると訴え、処分の差止め及び職務命令に従う義務のないことの確認を求めるとともに国家賠償請求をしたのが本件の訴え(いわゆる予防訴訟)である。

二 第一審・東京地裁判決の内容

(1) 第一審判決は、一〇・二三通達に関連した訴訟の中で唯一の全面勝訴判決であり、画期的な判決であった。

(2) 二つの訴えについていずれも訴えの利益を認めたとうえで、以下のとおり判示した。

国旗・国歌斉唱の際に対する国旗に向かって起

立し、国歌を斉唱すること、ピアノ伴奏をすることとは思想・良心の自由(憲法一九条)にかかわる問題であり、これらの行為の強制は思想・良心の自由に対する制約となる。以下のとおり、その制約を許容する合理的理由はない。

① 学習指導要領の国旗・国歌条項から教職員に対する起立等の法的義務を導き出すことはできない。

② 本件通達は、大綱的基準を逸脱し、教育の自主性を侵害しかつ内容的にも教職員に対し一方的な一定の理論や観念を生徒に教え込むことを強制するに等しく、「不当な支配」(旧教育基本法一〇条一項)に該当し、違法であり、憲法一九条の思想・良心の自由に対し、公共の福祉から許容された制約の範囲を超えている。



③ 起立等の拒否は都立学校における教育目標等害するものではなく、他者の権利に対する侵害となることもないから、校長の職務命令に対することを考慮しても、校長の職務命令によりこれらの拒否行為を制約することは必要最小限の制約を超

えるものであり、校長の職務命令は違憲であり、重大明白な瑕疵がある。

三 第二審・東京高裁判決の内容

(1) 東京高裁(三輪和雄裁判長)判決は、二〇一二年一月二八日に言い渡された。

判決は、処分の差止め及び職務命令に従う義務のないことの確認を求めた訴えについては、訴えの利益がないとして請求を却下するとともに、本件通達及び職務命令を合憲・適法とし、損害賠償請求についても棄却した。

第一審の全面勝訴から一転、全面敗訴の判決となったのである。

(2) 高裁の判断のうち、本案についての判断は次のとおりである。

① 教育の自由(憲法二六条)を侵害しない。

本件通達は、現行学習指導要領に基づき発出されたものであり、

不当判決の旗を持つ金井知明会員
(二〇一二年一月二八日、東京高裁判)

り、その学習指導要領の国旗・国歌条項の趣旨は、国旗・国歌に対する正しい認識とそれらを尊重する態度をそだてることが重要であるという点にある。本件通達は誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付け、子どもの自由かつ独立した人格形成を妨げるような教育を強制するものではなく憲法二六条に違反しない。

② 「不当な支配」(旧教育基本法一〇条、新教育基本法二六条)に当たらない。

教育委員会は、その管理権に基づき、学校の教育課程や学習指導等に関して基準を設定し、必要性、合理性が認められる場合には具体的な命令を発することができる。教育委員会による教育の内容や方法に関する介入は大綱的基準の設定にとどまらない。

本件通達は、国旗掲揚及び国歌斉唱の実施についてより一層の改善・充実を図る目的で出されたものであり、必要性と合理性が認められるため、「不当な支配」に当たらない。

③ 思想・良心(憲法一九条)の自由は問題にならない。仮に問題になるとしても侵害しない。

客観的にみて、起立・斉唱・ピアノ伴奏は特定の思想を有することを外部に表明するような行為ではなく、そもそも憲法一九条の問題にはならない。

教職員らの思想・良心の自由との抵触が生じる余地はあるが、教職員らは、地方公務員でありその地位の特殊性及び職務の公共性にかんがみ、法令等及び上司の職務命令に従わなければならない。そして、本件通達目的及び内容は不合理ではないから、教職員らの思想・良心の自由を侵害しない。

④ 信教の自由(憲法二〇条)を害しない。

現時点での一般的な社会通念に照らせば、日の丸・君が代は国家神道と不可分ないし密接な関係にあると認識されていないので、起立・斉唱・ピアノ伴奏は宗教上の行為に当たらず、キリスト教徒の信仰上の教義にも直接反しない。

四 個人的感想

教育の自由との関連で、高裁判決は、第一審判決が本件通達は「不当な支配」にあたるとしていたことから一転して、「不当な支配」にあたらない、としている。その理由は、国旗・国歌に対する正しい認識を育てるために一律に教師に起立・斉唱を強制することに必要性・合理性があるからというものである。

しかし、必要性和合理性だけで判断してしまつてよいのだろうか。

教職員から強い影響力および支配力を受ける子どもたちは、教職員が強制される姿をみてどのように感じるだろうか。教職員の教育内容を批判する十分な能力の備わっていない子どもたちが、強制的に従わされる教職員をみて、それでも自ら国旗・国歌の意義について考えることができるだろうか。国旗・国歌についてあまり考えたことのない子どもたちは無批判に受け入れ、批判的考えを持つ子どもたちは絶望するだろう。

これで、子どもの自由かつ独立した人格形成を妨げていないといえるのだろうか。自分で考えるな、とにかく国旗・国歌を教育委員会が定めたとおりのやり方で歌えと強制することは、たとえ、国旗・国歌を尊重する態度を育てるという目的が正しかったとしても、子どもの自由かつ独立した人格形成を妨げることになると思う。

五 最高裁判所へ

本件訴訟を含め、本件通達に関連する訴訟は、敗訴が続いている。その大きな理由の一つは、最高ピアノ判決である。このピアノ判決の判例変更も視野にいれながら、第一審原告の全面勝利を求めて、次の上告審に臨むところである。



▼時は受験シーズン、今年は大入試の不正行為が随分騒がれた。インターネットや情報機器を駆使した大規模な組織

的不正が取り沙汰されたけれども、さいわい受験生のカンニングだったという結論に収まりそうだ。刑事事件に発展してしまつたが、どうか軌道修正して、騒ぎを本来の次元に戻してあげてほしいと願う。
▼政治の世界でも、「不祥事」を叩くのが政局だと勘違いしているような事件ばかり。巨額の企業献金は合法にしておいて、在日コリアからわずかな献金を受けることが、大臣更迭に値するのか? ▼むしろ、在日という歴史的に特別な境遇にある外国籍の市民が、支持する政治家にカンパすることすら許されていないことの異様さに、私は虚を突かれた思ひだつた。▼メディアも、つまらない「不祥事」報道よりも、問題にすべきことを問題にしてほしいものだ。

(米倉 勉)